○厚生労働大臣臨時代理
　国務大臣　松本　龍
厚生労働大臣細川律夫海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上十一月二十日）
○厚生労働大臣臨時代理解職
　国務大臣　松本　龍
厚生労働大臣細川律夫帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月二十一日）

外務省

（ヨチオピア国駐箚）特命全権大使　岸野　博之
兼ねてジブチ国駐箚を命ずる
（スロベニア国駐箚）同　丸山　茂治
スロベニア国駐箚を免ずる（以上十一月十九日）

海上保安庁

（名古屋海上保安部長）海上保安官　西野　慶龍
辞職を承認する（十一月十九日）
（門司海上保安部長）海上保安官　石三　荘資
名古屋海上保安部長に配置換する
名古屋港長を命ずる
関門港長を免ずる
（第八管区海上保安本部次長）同　中野　雅彦
門司海上保安部長に転任させる
関門港長を命ずる
（交通部計画運用課長）同　加賀谷尚之
第八管区海上保安本部次長に転任させる
一等海上保安監を命ずる
（交通部企画課企画調査室長）船越　良行
交通部計画運用課長に昇任させる
（東京湾海上交通センター所長）同　北原　泰博
交通部企画課企画調査室長に転任させる
（第十管区海上保安本部総務部長）同　大谷　雅彦
東京湾海上交通センター所長に転任させる
（総務部人事課長補佐）同　中嶋　健司
第十管区海上保安本部総務部長に昇任させる
二等海上保安監を命ずる（以上十一月二十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十八日午後六時四十七分御出門、クリーヴランド管弦楽団来日公演を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同八時十九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十二年十一月二十五日
外務大臣　前原　誠司

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年一月四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏名　大平　隆一
　生年月日　昭和四十一年二月二十七日生
　旅券申請上の住所　山梨県中巨摩郡田富町東花輪一九五四番地二
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TG五八六〇〇七七
　発行年月日　平成十六年九月二日
　旅券名義人　大平　隆一
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十二年九月十七日、甲府地方裁判所から、有印私文書偽造・同行使・詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十二年十月二十九日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、群馬労働局の関係労働者を代表する者萬田雅光の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年11月25日
厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、群馬労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
３　推薦締切日　平成22年12月３日
４　推薦書及び添付書類提出先　群馬労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣
　殿
団体名及びその代表者名
　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年11月25日
山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間730円」を「１時間736円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年11月25日
山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間715円」を「１時間723円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年11月25日
山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間731円」を「１時間738円」に改める。